



民泊サービスなど旅館業施設への対応を強化します

と き 平成 28 年 9 月 15 日要綱施行

15 日、区は、訪日客の増加などによる宿泊施設の需要が高まる中、新たな要綱の制定など、民泊サービスなどを含めた旅館業施設への対応を強化する。

これは民泊サービスが急速に普及する中、地域の住環境に十分配慮した宿泊施設を提供し、旅館などの宿泊客および地域住民の安全と安心を確保するのがねらい。

具体的な対応策は 3 点。 法令・条例等に定める内容のほか、新たに要綱を制定し、旅館業法に基づく許可申請者を指導 消防・警察等関係機関と連携し、未届民泊施設の把握と施設所有者等へ旅館業法違反是正を指導 区ホームページ等で適正な手続きを周知

区では、今回の対応強化により、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、住宅都市としての良好な住環境を維持しながら、適正な旅館業施設が提供され、同時に地域住民の安全と安心を確保する。

【強化内容】

要綱制定「練馬区旅館業の営業許可に関する取扱要綱」

- ・申請予定者に、申請前に地域住民に対して計画の公表・説明等を実施させる
 - ・施設に、玄関帳場またはフロントおよびこれに類する設備を設けさせる
 - ・施設に、管理者または従業員等を常駐させる
- 消防・警察等関係機関との連携
区ホームページ等で適正な手続きを周知

【強化の背景】

近年、インターネットによる仲介事業者を通じて、一般の住宅を利用し旅行者等に宿泊サービスを提供する「民泊サービス」が急速に普及している。一方で、施設の運営や利用において地域住民とのトラブルが発生する場合もある。

国は、適正な民泊サービスを提供するために、旅館業法施行令を一部改正した（平成 28 年 4 月 1 日施行）。本改正の内容は、簡易宿所営業（ ）の延床面積の基準を緩和することにより、民泊サービスの許可取得を容易にし、促進を図るものである。

練馬区でも、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、旅館業施設の許可申請の増加が予測される。区は、住宅都市としての良好な住環境を維持するため、適正な旅館業施設（民泊サービスを含む）が利用者に提供され、利用者のみならず地域住民の安全と安心が確保できるよう、旅館業法に基づく対応を強化することとした。

簡易宿所営業とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設（旅館業法第 2 条第 4 項）」をいい、代表的なものとして、山小屋やカプセルホテルが挙げられる。

【参考】区内の旅館業許可施設数 7 施設（平成 28 年 4 月 1 日現在）